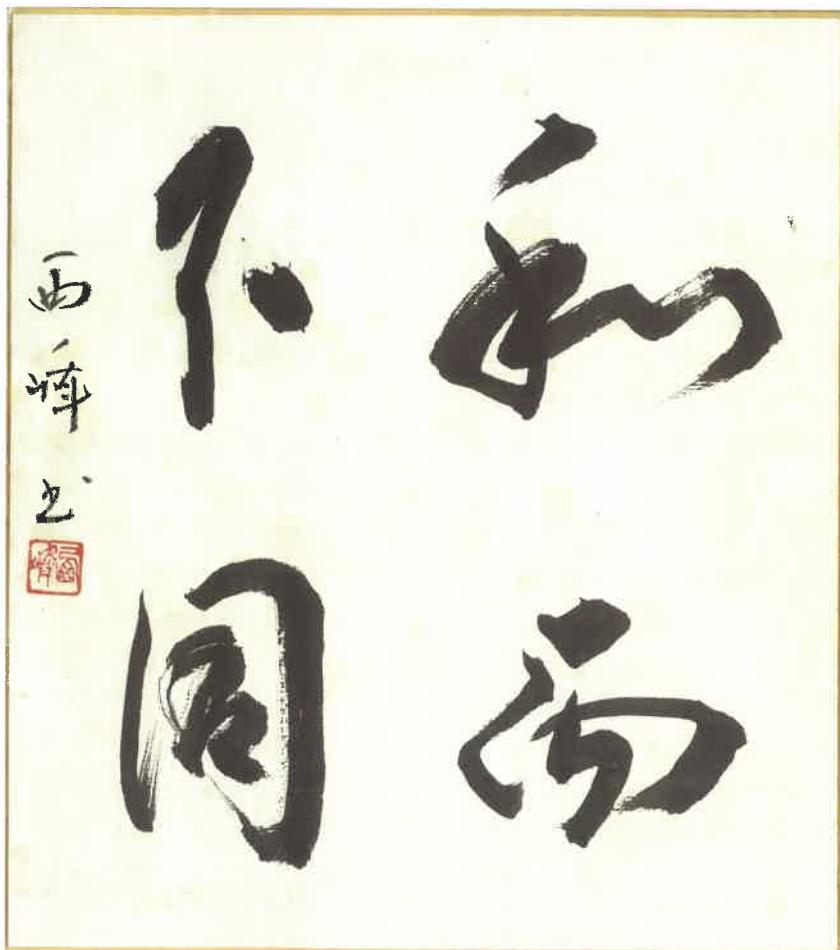


谷口総合法律事務所報



No. 53

令和 6 年 5 月

所長雑感～自らを律する

所長弁護士 谷口 直大

昨年来、自民党の裏金問題が世間を賑わしています。4月に入った現時点においても、その全容は明らかにならず、先の見えない泥沼の様相を呈しています。

裏金問題に端を発した政治不信は過去に類をみない拡がりと深まりをみせており、我が国の秩序自体を揺るがしかねないように感じます。

今般の裏金問題に接して、私が感じることは、「自らを律する」ことの難しさと尊さです。

政治家(特に国會議員)は、国民から選挙による信任を受け、国権の最高機関たる国会を構成し、国家の指導的立場に立つものです。

一般に、政治家が「先生」と呼ばれるのは、その仕事の重要性とその重責を担うことへの尊敬に拠るものと思います。

その反面、政治家には、その重責を果たす責務があり、尊敬されるに値する立ち居振る舞いが求められると思います。

では、「尊敬に値する立ち居振る舞い」は、どのようにして実行していくべきなのか。指導的立場に立つということは、その反面、他者に管理監督(他律)されないということです。

人は元来弱い生き物ですから、自らに甘く易きに流れがちです。そこで、一般には、他者からの管理監督(他律)により、それを防ごうとします。

しかしながら、指導的立場にある政治家は、本来的に、他律されないわけですから、自らを律する(自律)ことが自然と求められることになります。

この点、不祥事が起きた場合の記者会見において、「政治家の出處進退は自ら判断すべ

き」と答弁されることが多いですが、自律を求める文脈としては、極めて本質的な答弁といえます(残念ながら、現実的には、責任を有耶無耶にする言い逃れに使われているような気がしますが…)



では、この「自らを律する」行動は、どのように実現していくべきなのか。

「自律」を実現していくための行動原理の根源は、本来的に外部に求めることはできず、自ずと「内面」に求める必要があります。

その中で、私は、昔ながらの日本が大切にしてきた「恥の文化」が鍵になるのではないかと感じます。

「誰々に叱られるから」とか、「規則に定められているから」とか、「罰があるから」とかではなく、「自ら省みて恥と思うかどうか」が行動原理の中心に据えられるべきであると思うのです。

不祥事を追及された政治家が「法令に従って適切に対応している」と答弁をすることをよく耳にしますが、その行動原理を根本的に見誤っているといわざるを得ないと思います。

残念ながら、現代の日本社会においては、伝統的な「恥の文化」が失われてしまいつつ

あるように感じます。

教師や親が子供を叱るとき、かつては、「お天道様が見ているよ！」との台詞がよく使われたと思いますが、最近は耳にしないように思います。

様々な不祥事が起きたときに、刑事罰が設けられたり、厳罰化がされたりすることが繰り返されています。今回の裏金問題でも、政治資金規正法の改正が議論されています。

しかしながら、根本的には、「恥の文化」を取り戻し、政治家が「恥の概念」に沿って自らを律し、その範を示すことこそが必要なのだと思うところです。

自ら省みて恥ずかしくない行動を選択していれば、その行動は自ずと自律されていることになろうし、尊敬に値する立ち居振る舞いとなると思うのです。

翻って、我々弁護士にあっても、弁護士法第2条には「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。」との定めがあります。これを受け、会則第12条は「弁護士は、法律学その他必要な学術の研究に努めるとともに、たえず人格を鍛磨し、強き責任感と高き気品を保たなければならない」と定めています。

普段、同条文については、「法令精通義務」が主に意識され、多くの弁護士が法令についての研鑽に努めているところです。

ただ、法第2条が、後段の「法令精通」とどまらず、「深い教養の保持と高い品性の陶や」に努めることを義務としていることは、ともすると、忘れられるがちなように思います。

弁護士は、単に法律を扱う「技術職」ではなく、その全人格をもって職務にあたり、もって、その使命(基本的人権の擁護と社会正義の実現(法第1条))を果たすことことが求められています。私が子供の頃から、谷口忠武会長が「弁護士は『仕事』ではなく、『人格』なんだ」と言っていましたが、このことを意識していたのかと思うところです。

そして、これこそが、弁護士が「先生」と呼ばれる所以であろうし、それ故に、政治家と同じく自らを律し、尊敬されるに値する人格形成と行動に努めなければならないものと感じます。

こう考えると、自分は、これまで、どのような努力を果たしてきたのだろうかと自問すると、甚だ恥ずかしく感じるところがあります。

今般の裏金問題を他山の石として、改めて、自らを律し、あらゆる面から自らを磨く努力を重ねていきたいとの思いを新たにすることです。

閑話休題

本年3月より、京都本部に天野和生弁護士が加入されました。

天野弁護士は、私の検察実務修習時代の指導係検事であり、そのご縁で、公証人退任後の弁護士登録にあたり、当事務所に加入いただくことになりました。

天野弁護士には、その検事、裁判官(判検交流)、公証人としての活動で得られた幅広い現場経験を活かして活躍し、当事務所の幅を広げていただくことを期待しています。

鯖江支所・支所長だより Vol. 13 ～日々奮闘。汗～

鯖江支所 支所長 弁護士 佐藤 孝一

3月末に締め切られていた原稿のことを、4月初旬に思い出させられるという始末。。。今回、代表谷口にも先を越され、提出ビリとなりました鯖江支所長の佐藤です。みなさま、ご機嫌麗しゅう。。。

福井に於きましても、長かった冬(とはいえ、今年はかなり暖冬でした。)もようやく終わり、桜の満開宣言もなされ、もうすっかり春となりました。

四季を感じる暇もないくらい、おかげさまで忙しくさせていただいておりますところ、こちらの近況をご報告させていただきます。

①新たなメンバー(事務員)を迎えるました。

昨年8月より、当鯖江支所では、事務局員として、森夕見子さんに加入してもらいました。

森さんの詳しいご紹介は、本事務所報でのご本人の寄稿に譲ることとしますが、入所当初より、優れた業務処理能力と現場対応力により、当鯖江支所の事務局体制をがっちり支えていただき、支所長としては大変助かっています。なお、事務員の能力向上のために実施されている日弁連による事務職員能力認定試験にも、入所からたった約3ヶ月で受験の上、見事合格されました。

前職の金融機関での経験も存分に活かし、当事務所におけるノウハウ向上にも一役買つていただいており、私も勉強させていただいております。

新たなメンバーを迎える、鯖江支所のリーガルサービスの質をさらに向上させるべく、日々精進していきたいと思いますので、皆さま、今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。

②長男、すくすく成長中です。

前回の事務所報で、私の長男誕生のご報告をさせていただきましたが、その長男も生後10ヶ月を超えて、すくすくと成長しております。ずりばいで家中をわめきちらしながら動き回り、家にあるありとあらゆるもの口に入れようとし、しまってあるものを全部ひっくり返し、ついにはどんなに不安定な場所でもつかまり立ちをして、どんどん我が家での「いたずら領土拡大」に日夜励んでおります。当然、私と妻は見事に振り回されております。



先日は、足羽川河川敷で実施される「ふくい桜まつり」にみんなで行ってきました。長男にとっては、初めての「桜」見物です。その日は福井において桜の満開宣言がなされ、土曜日ということもあり多くの花見客でにぎわっておりました。長男の方は、花より、団子より、「ねんね」という感じで寝ぐずりがひどく、演芸に来ていた日光猿軍団のお猿さんに怪訝なまなざしを送りつつ、ついにはぐっすり眠ってしまいました。まだまだ桜のきれいさに目移りするには早かったかもしれません、一つずつ「初めて」を経験させてやることは、親としてささやかな喜びでもあります。

現在、(恐縮ではありますが)妻との育児のために比較的早めに事務所を退勤させていただいておりますところ、自宅の玄関を開けるや、長男が嬉しそうにずりばいで私の元へ駆け寄ってくるのは、何とも幸せなものであります。長男の可愛さを活力に、仕事もバリバリ

リ頑張りたいと思います(最近、自宅での深夜の起案が増えてきました)。

以上、簡単ではございますが、鯖江支所からのご報告とさせていただきます。

今月には鯖江にて「つつじマラソン」が実施され、恒例の鯖江の集いも行います。そして、私も久しぶりに走ります(5km)。今回は、妻と長男の応援つきです。ひっくり返らないように、完走を目指したいと思います。次回の事務所報は、これにつきご報告させていただかかと思いますので、よろしくお願い致します。

最後にもう一つご報告致します。当事務所に所属しておりました、千葉真貴子弁護士は、令和5年9月を持ちまして、退所致しました。みなさまに於かれましては、在所中の同弁護士へのご厚情を賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。



顧問先ご紹介

社会福祉法人丹後大宮福祉会

理事長 石河 良一郎

当法人は、昭和 60 年に障害者支援施設として「あゆみが丘学園」を開設、平成 11 年に高齢者介護施設として「おおみや苑」を開設しました。法人設立以来 38 年が経過し、地域に根ざした、地域の皆様から親しまれ信頼される施設として、深いご理解と惜しみないご支援を賜り現在に至っています。

法人としまして、より良い福祉サービスの提供を実現できますよう、関係行政及び関係機関、地域住民の皆様のお力添えを賜りながら、地域福祉の充実発展のために鋭意努力をしております。今後の課題を考えてみると、法人の経営環境は大変厳しい状況にあります。そうした中で法人の継続性の観点から、人材の確保と育成は組織体制の強化の根源だと考えています。そのために、地域の皆さんから求められる施設であるために、一層充実した組織運営を目指して参ります。

私たちは、地域でのふれあいを大切にしながら信頼関係を築き、ご利用者の皆さんが尊厳のある生活ができるよう、支援をして参ります。地域に必要とされる法人職員として自覚し、社会福祉に対する多様なニーズを総合的に受け止め、信頼される総合福祉の拠点となる法人を目指します。

法人理念『地域とともに、社会福祉の向上と発展を目指します。』

丹後大宮福祉会は地域の高齢者福祉、障害者福祉の担い手として、ご利用者はもとより、ご家族や地域の方が笑顔と思いやりを大切に支え合って暮らしていくように社会福祉活動を推進していきます。また、社会福祉法人としてのるべき姿を追求し、地域に必要とされる法人を目指します。

【事業内容】

施設入所支援
生活介護・短期入所・日中一時支援
特定相談支援
共同生活援助事業所
介護老人福祉施設
短期入所生活介護
通所介護
訪問介護
訪問入浴介護
居宅介護支援事業所
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
<https://tango-omiya.com/>



協働研究会レポート

「協働研究会」報告

社会が複雑化・高度化し、質の高いサービスを提供するためには他の分野の専門家との提携関係が必要不可欠な時代となりました。

このような問題意識から当事務所では、平成9年6月、弁理士・公認会計士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・建築設計士等に呼びかけ、「協働研究会」を発足させました。

毎月1回定例の研究会を開催し協働関係を深めております。



経営に役立つ！！ ChatGPT の使い方(基本編)

中小企業診断士　岡原　慶高

この文書は、「経営に役立つ !! ChatGPT の使い方(基本編)」として協働研究会でお話しさせていただいた内容をまとめたものです。主に、ChatGPT の必要性、概念、使用方法、及び実践的な使用例に焦点を当てています。

1. 経営に役立つ ChatGPT の活用法

昨今の労働市場は労働力不足と最低賃金の上昇に直面しており、特に資本力の乏しい中小企業は人材の確保が困難な状況にあります。このような環境下で、業務の効率化は企業経営の継続にとって不可欠な要素となっています。さらに、技術的特異点(シンギュラリティ)に至る情報技術の進歩は、人類の生活を根本から変える可能性を秘めています。これらの状況を背景に、ChatGPT のような先進技術が経営において重要な役割を果たす時代が到来しています。

ChatGPT は、OpenAI 社によって開発された対話型 AI で、自然言語を用いて人間と対話することが可能です。特にその最新バ

ジョンである ChatGPT-4 は、自然言語生成の精度が大幅に向かし、画像入力による文章生成やインターネット検索が可能になるなど、革新的な進化を遂げています。これにより、ChatGPT は教育、プログラミング支援、金融投資、マーケティング関連業務など、多岐にわたる分野での活用が期待されています。

具体的には、ChatGPT を活用することで、調査作業のスピードアップや、企画等のアイデア出し、文章の作成や要約など、業務の効率化と創造性の向上が図れます。これらの活用例は、中小企業にとって特に重要な意味を持ち、経営資源が限られている中で最大限の成果を上げるための有効な手段となり得ます。

ChatGPT の利用にあたっては、プロンプト作成の技術が重要です。欲しい回答を高確率で得るために、ChatGPT に対して役割を設定し、具体的な指示を出す必要があります。これにより、より精度の高い情報を得る

ことができ、業務の質の向上に繋がります。また、ChatGPTを使う上での注意点として、情報の正確性の検証や、秘密情報の取り扱いに関する警戒も必要です。

最終的に、ChatGPTのようなAI技術を経営に積極的に取り入れることで、企業は業務の効率化を実現し、競争力の向上に繋げることができます。

次に、必要性、概要とメカニズム、そして具体的な使い方について解説します。

2. ChatGPTの必要性

労働力不足への対応：労働人口の減少と最低賃金の上昇により、中小企業では労働力を確保することが難しくなっています。ChatGPTのようなAIを活用することで、仕事や業務の効率化を図り、企業経営の継続を支援することができます。

情報技術の進歩：AI技術の進歩は、人類の生活を一変させる可能性があります。ChatGPTを含むAI技術は、第四次産業革命の中心となり、経営に不可欠な要素となるでしょう。

多様な活用シナリオ：ChatGPTは、教育、プログラミング支援、金融投資、マーケティングなど、様々な場面で活用できます。業務効率化や創造性の向上に寄与することが期待されます。

3. ChatGPTの概要とメカニズム

ChatGPTはOpenAIによって開発された対話型AIで、人間のように流暢な言語で応答でき、質問に対する応答能力が高いです。学習したパラメーター数が非常に多く、その知識ベースは広範です。

ChatGPT-3.5は無料で利用可能ですが、ChatGPT-4ではより多くのパラメーター、画像入力による文章生成、インターネット検索が可能になり、月20米ドルで提供されています。

4. ChatGPTの使い方

プロンプト作成の使い方としては、質問をする際には、欲しい回答を高確率で得られるように、ChatGPTに具体的な役割を与え、プロンプトを工夫して入力する必要があります。

1.なぜ、ChatGPTが必要なのか？

ChatGPTをはじめとしたAIは様々な場面で活用できる！！

★教育（面接や営業の練習など）



★画像生成：
(例)スマートフォンを使っている女性



★プログラミング支援



★金融と投資



★マーケティング関連



実用的な応用として、チャット形式(対話形式)でのプロンプト入力、具体的な指示の提供、長い回答の続きを求める方法、理解しやすいレベル(学者レベルか小学生にもわかるレベルか等)での説明を要求する方法などがあります。

注意事項としては、ChatGPTは100%正確な回答を保証するものではなく、使用する際には正誤の確認が必要です。秘密情報は入力しないようにしましょう。

5. まとめ

ChatGPTを効果的に活用することで、企業経営の効率化や革新を実現することが可能ですが。日々の使用を通じて、その機能を最大限に引き出し、経営に役立てることが推奨されます。

6. 今後について

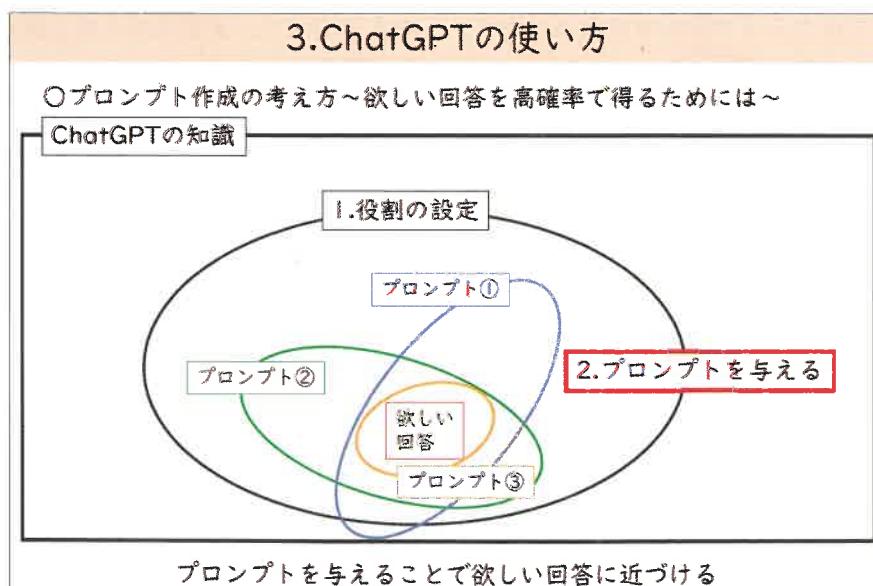
ChatGPTの進化は、弁護士業界や他の士業に革新的な変化をもたらす可能性が高いです。特に、文書作成や研究の効率化、顧客対応の自動化などが挙げられます。ChatGPTは、法律文書や契約書の草稿作成を支援し、従来は時間がかかっていたりサーチを迅速に行うことができます。さらに、FAQや法律相談における初期対応を自動化

し、顧客サービスの質の向上と弁護士の負担軽減を実現します。

ChatGPTには学習と自己改善の能力があり、法律分野に特化したモデルの開発が進めば、より専門的な知識を提供できるようになります。これにより、弁護士はより複雑で専門的なケースに集中できるようになり、業務の質と効率が同時に向上します。その実現を可能にするのが、GPTsという自分専用ChatGPTを作ることができるモデルです。今後の進展に注目したいところです。

一方で、ChatGPTの導入は士業における職務の範囲と役割の見直しを促します。人間にしかできない高度な分析や戦略立案の重要性が増し、AIと人間が協働する新たな働き方が模索されるでしょう。このように、ChatGPTは士業におけるサービス提供の方法を根本から変える可能性を秘めており、その進化と適応が業界全体の未来を形作る鍵となるかもしれません。

※この文章はセミナー資料をChatGPTに読み込ませ、指示を出して作ってもらったものを少し編集して作成したものです。この文章にかかった時間は、30分程度です。



はじめまして

弁護士 天野 和生

はじめまして。本年3月15日から当事務所に在籍させていただいている天野和生です。

現在は大阪市内在住ですが、出身は大阪府堺市で、30歳まで堺市内の自宅で暮らしていたので、大阪人ではなく堺人だと思っています。

司法修習は第38期です。

私の経験をお話しすると、つまらぬ自尊心が災いして進学した高校を馬鹿にしたところから落ち零れとなり、大学浪人を4年間やりました。そして、自分の落ち度は棚に上げて、こうなったのは教育制度が悪いからだ、教育改革をしなければ、との思い込みから、京都大学教育学部に進学しました。

しかし、教育学部の教育行政学科は共産党の巣窟といった状態だったので、尻尾を巻いて退散し、結局、自分が興味のあるのは人間なのだとということに気付いたので、教育心理学科に進み、大学院に進学してカウンセラーになろうと思いました。ところが、何しろ脳天気な性格で、生きていれば良いことがあると心底思っていることに、これまたたと気付き、これではクライアントで自殺者の山を築いてしまうと思いました。

そこで、当時既に26歳で年齢的に追い詰められていたにもかかわらず、中学生の頃、大津事件を知って自分の正義を貫ける裁判官に憧れていたことから、今から思うとよくやろうと決めたな、と思うのですが、法律知識ゼロなのに全く畠違いの司法試験を受けることを決意し、独学で猛勉強(?)の末、幸い3年後に合格することができました。でも、その頃には、検事こそがカウンセラー的な仕事であると考えるようになり、迷いなく検事を志しました。

昭和61年4月に、検事に任官し、横浜地



方検察庁を皮切りに、佐賀地検、静岡地検浜松支部、東京地検公判部及び刑事部、大阪地検刑事部、総務部、特捜部及公判部並びに大阪高検の検事として、捜査、公判立会及び司法修習生の指導に従事し、役職(決裁官)としては、鳥取地検及び岡山地検の次席検事、大阪地検堺支部副支部長、大阪地検公判部副部長、高松高検公安部長、福岡地検小倉支部長並びに長崎地検検事正として執務しました。この間に、いわゆる判検交流という裁判所との人事交流で、東京地裁と東京簡裁の裁判官も経験しています。

ちなみに、元当事務所在籍弁護士の若佐一朗君は、私の岡山地検次席検事時代の部下でした。

平成27年7月に検事を退官し、同年8月から令和5年10月まで、約8年間、京都公証人合同役場で公証人として執務しました。

検事として心掛けていたことは、素朴な正義感を忘れず、事件の実態を反映した事件処理を目指し、表面的で安易な処理(典型的には不起訴処分)を行わない、ということでした。検事時代に取り扱った事件で、皆さんの中にもご存じの方がいらっしゃるかもしれません

いのは、北九州市小倉北区に本拠を置く日本で唯一の特定危険指定暴力団五代目工藤會のナンバーワンの総裁野村悟とナンバーツーの会長田上不美夫をはじめとする工藤會の幹部と実行犯部隊が、一般市民をターゲットに実行した一連の殺人事件等を摘発した件があります。これらについては、インターネットで「天野和生検事」と検索していただくと、検査の一部等が掲載されています。

また、公証人として心掛けていたことは、法律のプロとしてその当時の自分にできる最高の法律サービスを提供するということでしたが、この点については、弁護士としても貫いていきたいと思っています。

家族は、現在神戸地裁の民事部総括判事をしている妻(司法修習第46期)と今春ようやく大学を卒業し就職した長男の3人家族です。

趣味嗜好については、映画鑑賞、クラシック・ジャズ鑑賞のほか、ワインが好き(特にイタリアワインが好きで、フランスワインについてはあまり知りません。)で毎日飲んでいます。また、食に関心があり、食べ歩きだけでなく、自分でも和(いわゆる洋食を含む。)・洋(フレンチ、イタリアン、スペイン)・中・エスニック(タイ、ベトナム)の何でも料理をしますし、まあなかなかの腕だと自負しています。

性格的には、底抜けに明るいということが一大長所だと思っていますが、寄る年波には勝てず、ちょっと怒りっぽいところが出てきているので、自戒している今日この頃です。

こんな私ですが、これからどうぞよろしくお願ひいたします。



初めまして

事務局 森 夕見子

はじめまして。2023年8月より事務員としてお世話になっております、森夕見子と申します。

長年、金融機関で勤務して参りましたが、この度、鯖江支所の事務員として採用いただきました。慣れ親しんだ環境から全く新しい環境で、経験のない仕事に就くことに不安がありましたが、先生方や事務員の皆さんに温かく見守っていただき、日々ご指導をいただきながら楽しく仕事ができております。そして、これまで知り得なかった価値観に触ることができ、学びがあり、やりがいの大きい仕事だと感じています。

さて、せっかく、筆を執る機会をいただきましたので、今回は私の趣味である旅行についてお話ししたいと思います。旅を好きになったきっかけは、祖父が海外旅行好きだったことにあり、幼い頃からテレビ番組「兼高かおるの世界の旅」などを見たり、祖父から異国の話を聞き、いつか世界を旅してみたいと思いを馳せていました。

自分の足でその土地を歩き、その土地の生活に触れることは、最初はカルチャーショックもありましたが、今では人種の違い・文化の違い・宗教の違いを受け入れ、「世界は広くボーダーレスで多様性に満ちている」と、日本との違いを楽しむようにしています。また、海外は言葉の壁、トラブルもつきものです。思い出はたくさんありますが、ここではインド旅行でのエピソードをお話したいと思います。インドを旅する目的は当時習っていたヨガを現地で見たい、という何とも単純な動機だったのですが、新興国ためさすがに心細く、現地インド人のガイドを付けて旅をしました。途中、ここで死んでも身元判明しないだろうなと思うくらい大勢のインド人がすしづめの寝台列車に乗り込み、2時間遅れ

で目的地に到着。それでも、誰も怒ることもなくゆっくり時間が流れます。インドではそれが日常なのです。聖なるガンジス川は沐浴の場であり、また遺体が流される場でもあります。生と死が混沌とした光景は忘れ難い貴重な経験です。長い旅の道中、ガイドさんともずいぶん仲良くなり、旅程を無視してインド映画ボリウッドを鑑賞したり、民族衣装サリーを着たり、ガイドさん宅でお母さんが作った本場の家庭のカレーをご馳走になりました。これがまたとても美味しいこと。実は帰国後、そのガイドさんが日本に来ることになります。人の縁を大切にしたいと感じた旅の思い出です。

ここ数年は、新型コロナウイルスの影響で、海外に行けませんでしたが、そろそろ旅行の計画を再始動しようと考えています。次は、花の都フランス・パリに行き、美しい街並みを眺めながらゆっくり旅をしてみたいです。

ここまで長らく旅話にお付き合いいただきありがとうございました。これからも、日々充実した仕事をして、そのご褒美に旅にでかけることができたら良いなと考えています。

まだまだ未熟ですが、みなさまのお役に立てるよう精進してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。



大好き！大相撲

弁護士 橋本 弥江子

今から19年前の9月、司法研修所の修習生だった私は、卒業試験にあたる二回試験が終わり、次の講義が始まるまでに、ぽっかり空いた1日がありました。当時は、各修習生で試験終了日が異なっており、ピリピリした雰囲気の中ではかの修習仲間に声も掛けられず、一人で何をしようかなと考えていました。9月の中旬で、両国国技館で、大相撲が開催されていると気付き、コンビニへ走って、チケットを購入し、見に行ったのが、初めての大相撲観戦になりました。

大相撲の何が面白いのか？と、よく聞かれます。体ひとつのがちんこ勝負で、必ず白黒がつくところでしょうか。体重別でないところも魅力だと思います。体の小さな力士が大きな力士を負かす取り組みを見ると、得をした気分になります。番狂わせがめずらしくないのも、いいところです。初めて観戦した9月場所では、結びの一番で、横綱朝青龍が負けてしまいました。勝負のついた瞬間に、客席から座布団が舞い上がり、私の頭にも、一つ飛んできたことを覚えています。



普段、大相撲を見るのは、テレビ中継です。ゆっくり見られるのは、休日に限られてしまいますが、2016年、長男を出産した翌月の九州場所は、育休中で毎日、

3時を過ぎると、まだ寝てばかりの長男の隣で、大相撲中継を見ていました。幕下、十両の取り組みを初めてじっくり見ることになりました。その頃の十両に、「佐藤」という関取がいました。つぶらな瞳が長男と似ている気がして、応援するようになりました。ひい

きの力士ができると、その力士の勝敗や番付に一喜一憂するようになるのも、大相撲の楽しみ方の一つでしょう。「佐藤」は、次の年、幕内昇進とともに、「貴景勝」にこな名を変えました。同じ年の10月、京都巡業で、当時はまだ平幕力士だった貴景勝閑に、長男を抱っこしてもらえたのが一番の思い出です。

2020年の年明けからコロナ禍が始まり、大阪場所が中止になったり、地方巡業がなくなったりと、なかなか大相撲観戦が実現しませんでした。今年、なんとか、大阪場所のチケットが取れて、家族で観戦してきました。一番の人気力士は、なんといっても、寝屋川市出身、京都府立鳥羽高等学校出身の宇良関でした。宇良関は、2017年9月場所で大怪我をして、いったん幕下まで下がりながら、幕内に復帰、昨年、小結にもなった不屈の力士です。宇良関の登場とともに、会場が宇良関のまわしの色と同じ、ピンクのタオルでいっぱいになりました。大歓声むなしく、負けてしまいましたが、ほかのお客さんと一緒にあって、応援できて、とてもいい体験になりました。

事務所報には何を書いてもいいよ、と言われて、今回、大相撲について書いてみました。これまでの依頼者で、一人だけ、「相撲部屋にいたことがあります。」と声を掛けてくださった方がいました。私の携帯電話のストラップが関取の名前なのに気が付いて、その関取の引退後について教えてくださいました。今回、事務所報がご縁となって、どなたかと相撲談義ができれば、と少し期待しています。



ふれあい園芸広場

会長 弁護士 谷口 忠武

40年ほど前に、お客様の勧めで京都北ライオンズクラブに入会しました。入会した時は、最年少者でした。今は、年長者4番目くらいです。会員数は一番多いときは100名に近づいていましたが、今では25名です。

いろいろなことがありました。一番大きなことは、メンバーがライオンズクラブの奉仕活動に価値を見出せなくなっていることではないでしょうか。京都北ライオンズクラブの内部でも、奉仕活動に重きを置く者と、仲良く楽しめばよいとする者の対立もありました。そんな中で人数を減らし続けましたが、現在は、京都北ライオンズクラブのメインアクトを知的障害者支援事業に置くことを申し合わせ、安定した活動を展開しています。

最近、私が提唱し、始めた「ふれあい園芸広場」の活動について報告します。

ふれあい園芸広場の構想

令和元年10月ふれあい広場の活動として、ふれあい広場のメンバー団体所属の知的障害者仲間の参加を求めて、芋ほり大会をしようと企画しました。山科勘修寺の農園を予約し掘ってすぐに焼き芋もしようと準備万端を整え、当日を待ちました。ところが、その日は、台風の日になってしまって芋ほり大会は、中止のやむなしになってしまいました。買い取っていたサツマイモは、後日掘つてもらって、参加予定者にレシピをつけて送りました。

翌年も、企画していたのですが、今度は、コロナの流行という予期せぬ強敵が現れて、実現できないままになっています。

ふれあい広場の事業は、健常者と知的障害者がふれあいを深めることを通して健常者の心に潜む差別意識を解消し知的障害者の人権を保障しようとするものです。これまで行った事業は単発のものが多く、継続性、持続性に欠けることに物足りなさを感じていました。そこで考えついたのが、みんなでサツマイモを作つて、みんなで収穫することにすれば、継続的な触れ合いをしながら、喜びを分かち合えるではないかということです。そこから発展した構想がふれあい園芸広場です。

最近は、テレビやゲームなど屋内での娯楽ばかりがはびこり、屋外で土や緑に親しむことが少なくなっています。しかし、人間にとって、土や緑に親しむことは、心身の健康にとても良い

ことではないでしょうか。それに収穫の喜びが加われば、喜びがいが増します。

土地(農園)の確保

農園が確保できなければ何も考えられません。しかもかなりの面積(最低150坪)が必要です。それを購入する能力はありません。農地法の規定で制限が大きいです。京都市で農地を所有するには、3反(900坪)以上が必要です。

農地を貸してもらうしかないでしょう。仲間が集うのに便利なところでなければならないでしょう。しかも最低150坪を借りて格安で済ますというようなことが可能なのでしょうか?

私の頭の中には、日本の農業の抱える一大問題の耕作放棄地問題がありました。そのほか、市街化調整区域の中の農地又は生産緑地なら格安で貸してもらえるところを探せるのではないかとの思いがありました。便利なところにある市街化調整区域内の農地、または、生産緑地の中の耕作放棄地または耕作放棄になりそうな農地がねらい目です。

私は第1次産業大好き人間です。人間の仕事の中で一番基本的で重要なものは第1次産業だという確信があります。観光産業にばかりスポットを当てて農業・林業をないがしろにする最近の日本の政策を苦々しく思っています。

そこで、耕作放棄地のことを少しコメントさせてください。

日本の国土のうち農地と森林を合わせると90%近くを占めるのではないでしょうか?森林のうち約40%は人工林(山林)化しています。農地と山林を合わせると国土の50%近くになるでしょう。ここに、事業放棄の波が起っているのです。農地における事業放棄が耕作放棄です。原因は明白です。政府からも国民からも見放されている林業については明白ですが、農業においても生業として成り立つだけの収入が見込みにくい構造になってしまっているのです。生活ができないのでは業として継続しがたいのは理の当然です。林業にせよ農業にせよ先祖から受け継いだ責任から、生計の手段としては別に職業を持ち、兼業農家、兼業林家として、家業を守っているのが実情でしょう。

耕作放棄された農地、間伐を怠り放置された山

林は、荒れ果てます。国土の荒廃です。基本的な生活環境の荒廃は、将来に私たちの生活の安全・安心を脅かすものに他なりません。これに対する対策を講じることは、アメリカから言われるままに超高額な軍事物資を購入することよりもっと大切な安全保障政策だと思っています。

調べていくうちに、生産緑地の制度に多くの変化が起こっていることを知りました。

30年前、政府は、都市化が進展し、宅地が不足して地価が上昇し、どうにもならなくなった三大都市圏について、農地の固定資産税を宅地並みに課税することによって、農業の採算をさらに成り立たなくし、宅地化を進めようとした。先祖から受け継ぎ真面目に農業を続けてきた都市農家についてはとても残酷な制度です。

生産緑地制度とは、このとき30年間に限り農地としての活用を継続するものに限り農地評価による固定資産税の課税に止めるとした例外規定です。

京都市の多くの専業農家は、生産緑地の申請を行い、農地を残しました。その後、29年経過します。その間に、農業の担い手はどんどん高齢化し、後継者のいない農家では農業をやめざるを得なくなり、生産緑地を放棄せざるを得ないところも出てきました。

他方、例外救済措置として発足した生産緑地制度に対する考え方にも変化が現れました。少子化が進み宅地供給の要請が以前ほどではなくなり、生産緑地の期限が切れて、急に農地の宅地化が進むと、大きな混乱が予想されること、生産緑地制度による都市の緑地保全は、都市部の環境保全に大きな役割を果たしていること、などに気づき、政策は生産緑地の継続に切り替えたようです。具体的には、特例生産緑地として、10年ごとに期限の延長を認めるようにしたことと、農地を賃貸することを容易にする法律(都市農地の貸借の円滑化に関する法律)を定めました。生産緑地制度の継続にかじを切っても30年経過した農家には、後継者がなく従事者が高齢化しています。このままでは耕作放棄地になって生産緑地を解消せざるを得なくなってしまうのです。そこで、新しく簡易な生産緑地の賃貸制度を設けたものだと思います。最近の京都新聞の報道によると、京都市の生産緑地は、その大部分が10年間の延長を申請したことでした。

幸運なことに、私たちは、この新しい制度に乗っかって、右京区太秦安井の地に、約200坪の農地を使用賃借の契約で確保することができました。地主さんが高齢化で農業継続が困難になりつつあ

ることもありましたが、京都北ライオンズクラブの福祉目的の事業に賛意を示していただけたことも大きかったと思います。

私(谷口忠武)にとって、野菜作りの畠作業は、最高の趣味の一つです。これまで、桂川河川敷の農地100坪ほどを友人から貸してもらって、50年近く楽しんできました。ところが、一昨年80歳になった機に、家族の強い勧めもあって、運転免許証を返納しました。そのため、通うのに困っていました。そこで、私の農園もここに移転し、みんなのお世話をしながら楽しむことにしました。

用地に、1.3メートル幅、長さ12メートルのスペースを13作りました(専用部分)。これを京都北ライオンズクラブのメンバーと、知的障害者の仲間から希望者を募って、無償で貸して耕作してもらう計画です。現在7区画だけが埋まっていますが、もうどんどん野菜の収穫が始まっています。

別に共用部分を設けました。その半分ぐらいに、11月の芋ほり大会を目指してみんなでサツマイモを栽培します。残り半分の部分で栽培した野菜は、ドネーション集めの目的に利用したいと考えています。今年は、3回にわたって、芋ほり会を行いました。いずれも好天に恵まれて楽しく過ごすことができました。

事業を進めるうちに、「農福連携」というテーマのものに、国や自治体が障害者の農業分野への進出を図ろうとしていることを知りました。これは、障害者の雇用促進と農業従事者の枯渇を補うことを目的とするものようです。

私たちが目的として考えたのは、ふれあいを進めることにより、私たち健常者の心の中に潜む差別意識を解消し、障害者の人権保障に役立ちたいということでした。

農福連携の中身を知るにつけて、私たちの活動が、広範な役割を果たせるものだと実感できるようになりました。80歳を過ぎての私の人生の生きがいとして、ふれあい園芸広場のお世話を続けたいと考えています。



編集後記

ご多用中にもかかわらず今回原稿をお寄せいただきました社会福祉法人丹後大宮福祉会理事長石河良一郎様、中小企業診断士岡原慶高先生、本当にありがとうございました。今号では新しく加入した天野和生弁護士、森夕見子のご紹介をさせていただきました。

昨今ITが急激な進化を遂げています。便利な世の中になりました。しかし、フェイクニュースや詐欺、悪質な情報が散乱しています。これら多くの情報の中から本物を見極める力、人間力が必要な時代もあります。

「自らを律する」ことで正しい判断が常にできるよう、知識と人格を磨き、皆様のお役に立てるよう日々研鑽して参りますので、今後とも谷口総合法律事務所をよろしくお願ひいたします。

表紙絵紹介

「和而不同」

「和して同せず」の語は、論語子路編に出てくる「君子は、和して同せず、小人は、同じで和せず」の一節です。

事務所創設者である亡父谷口義弘が、座右の銘としていた言葉です。書は亡母谷口久枝の手になるものです。

弁護士が、時流に流されることなく、正しい判断をするために、なくてはならない心構えだと思います。

谷口 忠武



谷口総合法律事務所報 53号 令和6年5月

発行 谷口総合法律事務所

京都市中京区中町通夷川上ル鉢田町 288

TEL 075-241-0935 FAX 075-241-2735

<https://www.taniguchi-lo.jp>

弁護士 谷口 忠武 弁護士 谷口 直大

弁護士 橋本弥江子 弁護士 小根山ゆい

弁護士 天野 和生 弁護士 松本 信弘

事務局 内田 恵 羽田 祐子 照田 久実

藤井 凱 西澤 亜詠

谷口総合法律事務所 鯖江支所

福井県鯖江市本町1丁目1-9 煙安ビル2階

TEL 0778-51-7676 FAX 0778-51-7677

弁護士 佐藤 孝一

事務局 見延 遥加 森 夕見子